

## 第5回阿蘇市議会会議録

1. 令和6年8月30日 午後2時00分 招集
2. 令和6年9月2日 午前10時00分 開議
3. 令和6年9月2日 午前11時35分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 杉 谷 保 信 | 2番  | 中 川 文 久 |
| 3番  | 菊 池 勝 秀 | 4番  | 竹 原 真理子 |
| 5番  | 佐 藤 和 宏 | 6番  | 佐 藤 菊 男 |
| 7番  | 児 玉 正 孝 | 8番  | 甲 斐 純一郎 |
| 9番  | 立 石 昭 夫 | 10番 | 竹 原 祐 一 |
| 11番 | 園 田 浩 文 | 12番 | 市 原 正   |
| 13番 | 大 倉 幸 也 | 14番 | 湯 淳 正 司 |
| 15番 | 五 嶋 義 行 | 16番 | 古 木 孝 宏 |
| 17番 | 谷 崎 利 浩 | 18番 | 菅 敏 德   |

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

|               |         |             |         |
|---------------|---------|-------------|---------|
| 市 長           | 佐 藤 義 興 | 副 市 長       | 和 田 一 彦 |
| 教 育 長         | 坂 梨 光 一 | 総 務 部 長     | 高 木 洋   |
| 市 民 部 長       | 宮 崎 隆   | 経 済 部 長     | 荒 木 仁   |
| 土 木 部 長       | 中 本 知 己 | 教 育 部 長     | 山 口 貴 生 |
| 阿蘇医療センター事務部長  | 村 山 健 一 | 総 務 課 長     | 和 田 直 也 |
| 福 祉 課 長       | 森 永 智 保 | 農 政 課 長     | 佐 伯 寛 文 |
| 建 設 課 長       | 鎌 倉 敏 一 | 企 画 財政課 長   | 廣瀬 和 英  |
| 教 育 課 長       | 松 岡 幸 治 | 防 災 情報課 長   | 市 原 修 二 |
| ほ け ん 課 長     | 小 山 隆 幸 | 観 光 課 長     | 秦 美 保 子 |
| 上 下 水 道 課 長   | 竹 原 昭 典 | 税 務 課 長     | 上 村 美 博 |
| 波 野 支 所 長     | 岩 下 勝 則 | 農 業 委員会事務局長 | 德 永 稔   |
| 市 民 課 長       | 甲 斐 直 喜 | 健 康 増 進 課 長 | 山 内 る み |
| ま ち づ く り 課 長 | 石 松 昭 信 | 人 権 啓 発 課 長 | 井 野 秀 一 |

8. 職務のため出席した事務局職員

|             |         |               |         |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 議 會 事 務 局 長 | 山 本 繁 樹 | 議 會 事 務 局 次 長 | 塙 本 栄 治 |
|-------------|---------|---------------|---------|

# 書 記 山 本 悠 未

## 9. 議事日程

### 開議宣言

#### 議事日程の報告

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 日程第 1 報告第 10 号  | 専決処分の報告について                            |
| 日程第 2 報告第 11 号  | 専決処分の報告について                            |
| 日程第 3 報告第 12 号  | 令和 5 年度阿蘇市病院事業会計継続費精算報告書の報告について        |
| 日程第 4 議案第 62 号  | 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について  |
| 日程第 5 議案第 63 号  | 阿蘇市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について             |
| 日程第 6 議案第 64 号  | 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について                   |
| 日程第 7 議案第 65 号  | 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について             |
| 日程第 8 議案第 66 号  | 阿蘇市下水道条例の一部改正について                      |
| 日程第 9 議案第 67 号  | 阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について               |
| 日程第 10 議案第 68 号 | 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について          |
| 日程第 11 議案第 69 号 | 令和 6 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について   |
| 日程第 12 議案第 70 号 | 令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について  |
| 日程第 13 議案第 71 号 | 令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について    |
| 日程第 14 議案第 72 号 | 令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 15 議案第 73 号 | 令和 6 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について     |
| 日程第 16 議案第 74 号 | 令和 6 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について     |
| 日程第 17 議案第 75 号 | 令和 6 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について     |
| 日程第 18 議案第 76 号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について              |

## 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

### 日程第 1 報告第 10 号 専決処分の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1、報告第 10 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部農政課長の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。

議案集の 1 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第 10 号、専決処分の報告について、御説明をいたします。

提案理由でございますけれども、本件は、令和 4 年 3 月 6 日、阿蘇市山田字端辺（国道 212 号三叉路付近）において発生した車両、自動二輪車でございますけれども、車両の焼損及び運転者の顔面・右手背熱傷について、令和 6 年 8 月 1 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

2 ページの専決処分書をお願いいたします。まず、損害賠償の相手でございますけれども、記載のとおりでございます。2 の事故の詳細でございます。令和 4 年 3 月 6 日、午前 11 時頃、甲の運転する自動二輪車が阿蘇市山田字端辺 2090-702（国道 212 号三叉路付近）を走行中、野焼きの炎と熱風によって、焼損、併せて甲の顔面及び右手背が熱傷したものでございます。3 の損害賠償の額でございます。市は、甲に対し 97 万 1,569 円を支払う。甲の損害額 97 万 1,569 円。市の過失割合でございますけれども、10 割でございます。内訳としまして、車両損害額 30 万 5,720 円、治療費等としまして 66 万 5,849 円となってございます。和解事項でございますが、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認いたしてございます。

補足説明を申し上げます。本件につきましては、令和 4 年 3 月 6 日に実施されました阿蘇北外輪一斎野焼き時におきまして、甲の運転する自動二輪がツーリング中のため、国道 212 号を走行中、突風により国道を越えてきた野焼きの炎と熱風の影響により甲への熱傷と車両に損傷を与えたものでございます。地元牧野組合では、野焼き当日、事故付近を一時的に組合にて通行規制を行っておりましたけれども、突風により火足が速められたため、組合員による消火活動が厳しい状態となり、結果としまして被災したものでございます。今回の事故

を受けまして、事故直後から関係機関と協議を行いまして、野焼き沿線道路の通行規制の強化拡大、また延長などを行いまして、さらなる安全対策の徹底等について、昨年の一斉野焼き実施時から対応しているところでございます。

今後も引き続き安全に野焼きができる環境づくりと野焼きの必要性、重要性など、地元牧野組合や観光客等との共通した認識が図られるよう、さらなる注意喚起を行ってまいります。

以上、報告させていただきます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 15番、五嶋です。

この損害賠償の相手の火傷の状態、入院をどれぐらいしたのか。そして、11時というの通行止めの時間帯ではないですか。それでもやっぱり通行ができたということですか。確認します。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問でございます。

甲は、負傷後、実際バイクで佐賀県まで御帰宅なさっております。その後、病状が悪化いたしまして、地元の医療機関に受診されている状況でございます。医療機関に受診された日数は49日でございまして、顔面にも火傷が若干ありましたけれども、主には右手背、手の甲でございますけれども、の部分が熱傷で治療期間を長期に要したというところでございます。

また、通行止めでございますけれども、令和4年度にこういった車両火災が5件起こっておりますけれども、その事故を受けまして、国道212号を令和5年の一斉野焼き時から通行止めとしたところでございまして、事故前については4路線を時間通行止め、事故後につきましては管内の7路線、主要路線を通行止め、また時間の延長を行ったところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

## 日程第2 報告第11号 専決処分の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第2、報告第11号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部農政課長の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議案集の3ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第11号、専決処分の報告について、御説明をいたします。

提案理由でございますけれども、本件は、令和6年6月24日、阿蘇市西湯浦字端辺（マゼノミステリーロード）において発生した一般車両の物損事故について、同年8月16日に

示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

4ページの専決処分書をお願いいたします。損害賠償の相手でございますけれども、記載のとおりでございます。事故の詳細でございます。令和6年6月24日、午前8時15分頃、阿蘇市西湯浦字端辺 1454-181（マゼノミステリーロード）において、ゲートを固定していた針金が強風や重量に耐えられず破断、ゲートが風により開閉を繰り返していたことに加え、降雨、濃霧による視界不良も重なり、甲の自家用車左前面にゲートが接触、損害を与えたものでございます。損害賠償の額でございます。市は、甲に対し40万50円を支払うものでございます。甲の損害額40万50円。市の過失割合10割でございます。和解事項としまして、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認しております。

補足説明を行わせていただきます。本件につきましては、南小国町方面より通勤中でありました甲の運転する自家用車がマゼノミステリーロード起点である阿蘇市側交差点に接近したところ、支柱固定から外れた通行止め用のゲートに衝突し、車体に損害を与えたものでございます。事故の原因につきましては、ゲート固定が十分でなかったことが事故発生の要因でございます。

今後は、確実なゲート管理の徹底による事故の再発防止に努めるとともに、利用者が安心して道路を通行できるように道路パトロールの強化を行いまして、安全な道路の維持管理に努めてまいります。

以上、報告させていただきます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番議員、園田浩文君。

○11番（園田浩文君） 11番、園田です。

昨日、現地を確認したんですけども、今度は相当強固な鎖でダイヤル式の鍵がかかっていたんですけども、その鍵の管理というのはもちろん農政課のほうでやられているとは思うんですけども、例えば緊急でどうしても閉めたり開けたりというのは、ある程度牧野組合も何か緊急のときは協力をしなければならない場面が出てくると思うんですけども、そういったところは、課長、どのようにお考えですか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 鍵の管理につきましては農政課のほうで執り行っていますけれども、今、議員がおっしゃいますように緊急事態あたりを想定いたしまして、地元の牧野組合長あたりと協議したいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11番（園田浩文君） あそこは、原則としては雪が降る季節の冬に入るところと、あとは春先の大体2回しか開け閉めはしないところだと思うんですけども、そういうところは、課長、どのように捉えられていますか。緊急のときは、また閉めるときもあると思うんですけども、大体は基本2回だけでしょう。確認です。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 通年 12 月上旬から 3 月下旬に積雪のため全面通行止めを行いますけれども、これについては南小国側終点も同様な部分でございます。それ以外の 4 月以降開放という形になりますが、逆に開放期間中に閉鎖する場面もありますので、それについては十分地元の牧野組合も含めて南小国町と連携、また協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 一つだけ確認します。この管理責任者は、どなたですか。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 管理責任者につきましては、阿蘇南小国地区農免農道という、俗に言うミステリーロードでございますけれども、延長が 10 キロございます。阿蘇市側が約 2.7 キロということでございまして、南小国町と阿蘇市のほうでそれぞれの区間を管理しているところでございます。管理責任者でございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

### 日程第3 報告第12号 令和5年度阿蘇市病院事業会計継続費精算報告書の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第3、報告第12号「令和5年度阿蘇市病院事業会計継続費精算報告書の報告について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました報告第12号、令和5年度阿蘇市病院事業会計継続費精算報告書の報告について、御報告させていただきます。

資料は、議案書5ページを御覧ください。提案理由につきましては、資本的支出予算に係る継続費が継続年度を終了したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、継続費精算報告書を調製しましたので、これを報告するものでございます。

右側6ページの参考資料を御覧ください。今回、令和4年度と令和5年度の継続費として2か年で阿蘇医療センターの施設整備基本計画を策定させていただいたところでございます。全体計画としまして、令和4年度108万円、令和5年度252万円、合計360万円の計画額に対しまして、実績欄にありますように、令和4年度0円、令和5年度347万9,391円の実績額で基本計画策定を終えたところでございます。

本件につきましては、現在、常勤医師16名、非常勤医師32名の体制で診療科を22科で診療する体制となっておりまして、診療ブースの拡張をはじめとします病院機能の拡充等に

ついて施設整備基本計画を策定させていただきました。6月の全員協議会でも経営強化プラン等についても報告させていただいたところでございますが、今後の経営状況を見ながら整備に取り組んでいきたいと思っております。

以上、御報告させていただきます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） これは精算の報告ですけれども、基本計画の内容について質問していいですか。計画についてちょっと無理があるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりの計画の実効性についてどう思われているか、お伺いします。

○議長（菅 敏徳君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） ただ今御質問いただきました計画の実効性についてということで、今回計画を当初予算にも上げさせていただいておりますように、非常に全体額としては19億円を超える金額ということで計画をさせていただいておりまして、やはり先ほど申しましたように経営の状況、そういったところと密接に関係しているところでございまして、この財源の確保等を併せて今後の進捗を進めさせていただければと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

#### 日程第4 議案第62号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例及び阿蘇市手数料条例 の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第4、議案第62号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） おはようございます。

議案集の7ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第62号、阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例及び阿蘇市手数料条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正により、移動端末設備を利用した証明書等の交付サービスを開始することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、8ページ以降の新旧対照表で御説明をいたします。

8ページをお願いいたします。まず、改正前の第10条第3項及び第4項につきましては、現在このシステムの利用が終了されているため、今回削除されております。

次に、8ページ、9ページの改正後の第10条第3項及び10ページ以降の手数料条例の新旧対照表になりますが、その改正後、それぞれの条例に記載されております下線部分になりますが、「移動端末設備」からの部分につきましては、これまで住民票や戸籍謄本、印鑑証明書等をマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で取得することが可能でしたが、これに加えましてスマホ用電子証明書を登載したスマートフォンでも取得が可能になるよう改正するものでございます。

なお、10ページの手数料条例の改正となっておりますが、手数料の改正はございません。説明は以上でございます。御審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行いますが、ただ今説明のありました議案第62号から議案第76号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までは、各常任委員会に付託いたします。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮願います。

それでは、議案第62号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第5 議案第63号 阿蘇市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第5、議案第63号「阿蘇市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の13ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第63号、阿蘇市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、子ども医療費助成に係る現物給付を県内医療機関に拡大することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、14ページ以降の新旧対照表で御説明をいたします。

14ページをお願いいたします。まず、第2条につきましては、文言の修正を行っております。

次に、第3条でございますが、主な改正は、改正前の一番下になりますが、第6号を削除しております。また、新たに、改正後になりますが、児童福祉法第19条の2として文言を追加しております。

15ページをお願いいたします。改正後の第6条と第7条は、医療費助成の現物給付を通院、入院、調剤等において熊本県内の全域に拡大したことにより、条文を整理しております。なお、条文中に「熊本県内」の文言は出てきませんが、将来的にさらに拡大された場合も踏まえ、ここには記載しておりません。ただし、支払基金及び国保連合会の委託契約の中で明記をしております。

なお、附則として、施行日を令和7年1月1日としております。また、この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができるということも定めております。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番議員、園田浩文君。

○11番（園田浩文君） 11番、園田です。

今、部長の説明で県内の医療機関ということですけれど、例えば旅先あたりで県外で診療を受けたとき、こういうときは一度払って、領収書か何かをもう一回市役所か何かに提出するという段取りですか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（森永智保君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今、市議がおっしゃったとおり、県外については、これまでの償還払いと同じやり方になります。一旦御負担いただいて、領収書を窓口に出していただいて、その後にお金をお支払いするということになります。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第6 議案第64号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第6、議案第64号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の16ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第64号、阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、国民健康保険法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

17ページをお願いいたします。第12条中になりますが、「第9項」を「第5項」に改めます。また、「若しくは」以降を「又は虚偽の届出をした」に改めております。今回の改正につきましては、いわゆる12月1日まで現在の保険証の廃止に伴うもので、それに伴う所要の改正を行っております。

なお、施行に当たりましては、令和6年12月2日としております。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第7 議案第65号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第7、議案第65号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（荒木 仁君） おはようございます。

議案書18ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第65号、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、次の19ページの下になりますが、本件は、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館の管理費増加に伴い、安定的な管理運営を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

20ページからの新旧対照表で御説明いたします。

まず、別表第1でございます。別表第1は、宿泊室を除く会議室等の使用料でございます。これまで4時間から5時間の時間区分としておりました部分につきまして1時間単位とし、調理室を除く利用料金につきましても、これまで最大の金額であります「800円」を1時間の使用料金に、また調理室利用を「1,600円」に改正するとともに、阿蘇市民が利用する場合は2分の1を乗じた金額としております。また、料金高騰もございまして、冬季のストーブ貸出しを「200円」から「300円」としております。

次に、別表第2でございます。宿泊室の使用料となります。一般の方の使用料を「3,000円」から「4,500円」に、小学生以下を「1,500円」から「2,500円」に、21ページになりますが、オートキャンプに関しまして、これまで車両1台ということを記載しておりますが、この車両1台にプラスして「テント1張」を追加しております。また、バイクの方が乗り入れたキャンプ使用としまして「1泊2,000円」を追加しております。さらに、備考欄に「浴室（入浴）」と記載しておりますが、同じ意味でございますので、「（入浴）」を削除しております。

附則としまして、本条例の施行期日を令和7年4月1日と規定しております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

10番議員、竹原祐一君。

○10番（竹原祐一君） 10番、竹原ですけれど、これは、使用料の大広間とか、その辺の値上げ幅が非常に激しいんですけれど、この理由はどういう理由でしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 特に施設の会議室等の使用料が非常に上げ幅が大きいという感じと思います。実は、コロナ禍において、令和3年度にこの条例の使用料の改正をしてお

りまして、そのときが団体客が主なお客様ということで、近隣のお客様の利用の促進ということで、特に市民の方が多く利用される宿泊以外の施設につきましては非常に安価な料金に設定をしておりました。ですけれども、やはり簡易宿泊施設ですので、従来といいますのが合併後から令和3年までは1時間525円でした。これは税込み価格です。この800円というのも税込みの価格でございます。1間が50人入りますので、外部からの会議室利用とかがあった場合は、やっぱり税込みの1時間800円ぐらいは採算性からも欲しいというところでございます。当然ほかの近隣の施設とも比較しておりますので、どうか御理解いただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第8 議案第66号 阿蘇市下水道条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第8、議案第66号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（中本知己君） おはようございます。

議案書22ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第66号、阿蘇市下水道条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。本件は、下水道法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、政府主導のデジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにおいて、常駐・専属規制の緩和が求められたことにより、標準下水道条例が改正されております。これに伴い、指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させている規制を廃止し、同一県内の複数営業所を兼任することを妨げないとする改正等を行うものでございます。特に「専属」を「専任」に改めております。

議案書23ページから25ページの新旧対照表から一部抜粋して説明いたします。

24ページの第8条の4では、右側改正前、上から4行目「専属させなければならない。」を、改正後は「選任しなければならない。ただし、県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。」に改めております。

また、下水道法施行令の一部を改正する政令の改正内容との整合性を確保するため、議案書25ページ、下から2行目、第12条第43号中、改正前「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めております。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用いたしますが、第12条第43号の改正規定につきましては、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第9 議案第67号 阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第9、議案第67号「阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山口貴生君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第67号、阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書の26ページをお願いいたします。初めに、提案理由でございますが、本件は、市の類似施設との利用料金の均衡を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、次ページにて説明をいたします。27ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正は3点ございます。1点目は、右と左を見比べてお分かりのとおり、使用する可能性のある時間区分、「22時～翌9時」までの時間区分を追加しております。2点目は、この時間区分の追加に併せて、市の類似施設と利用料金と同じにしております。この場合、市の類似施設とは公民館のこととございまして、公民館の利用料金と同一にしております。3点目は、先の議会で御説明いたしましたように、こういった施設の宿泊につきましては旅館業法に抵触することが判明いたしましたので、「宿泊業」の文言を削除しております。この条例の場合、本文に規定はございませんで、この別表の中の右下の備考欄を見ていただきますと、「営利5倍・宿泊3倍・入場料3倍」とあると思います。この「宿泊3倍」を削除いたしまして、左の表の備考欄のとおり、「入場料を徴収する場合3倍・営利目的の場合5倍」と改めております。

施行につきましては、公布の日から施行するとしております。

説明を終わります。以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第10 議案第68号 令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第10、議案第68号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

別冊 1 をお願ひいたします。ただ今議題としていただきました議案第 68 号、令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について、御説明申し上げます。

開いて、1 ページになります。まず、第 1 条ですが、今回の補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 3,559 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 191 億 8,312 万 4,000 円と定めております。

その下の第 2 条及び第 3 条につきましては、6 ページ以降で説明させていただきます。

まず、6 ページをお願いします。第 2 表債務負担行為補正につきましては、追加分 1 件でございます。小中学校スクールバス運行業務委託料につきましては、来年度から 3 年分の債務負担行為としまして 2 億 5,060 万 2,000 円を計上しております。近年の燃料費高騰及び運転手不足等も鑑みまして 3 年前よりも増額しております。

続いて、7 ページをお願いします。7 ページは、第 3 表地方債補正として追加分と変更分をそれぞれ 1 件ずつ計上しております。上の段の追加分の河川改修整備事業につきましては、古閑川の護岸改修工事としまして 1,000 万円を計上しております。下の段の臨時財政対策債につきましては、普通交付税額の交付決定に伴いまして確定額である 2,580 万円に減額補正しております。

それでは、主な歳入予算について御説明申し上げます。

10 ページをお願いします。10 ページの上から 2 行目になります。普通交付税につきましては、交付額が前年度当初算定と比較しまして約 1 億 5,000 万円増の約 60 億円で確定しておりますが、今回の補正予算では、そのうち必要な財源分としまして、こちらの 3 億 2,000 万円を追加計上しております。増加の要因としましては、基準財政収入額の減、それから子ども・子育て費の創設等による基準財政需要額の増などが挙げられます。なお、交付決定額から今回補正額を差し引きました残り分の約 3 億 4,000 万円につきましては、今後の補正予算におきまして財源調整分として計上する予定でございます。

続いて、15 ページをお願いします。15 ページの一番上の段になります。款 19 繰入金の項 2 基金繰入金でございます。令和 6 年度の当初予算におきまして、一番上の行の財政調整基金を 6 億円、その 1 つ下の減債基金を 8,500 万円、またその 1 つ下の教育施設整備基金を 1 億 7,710 万円取り崩す編成としておりましたが、今回繰越金等が確定しまして、財源が確保できましたので、3 つの基金の取崩しは行わず、全額をマイナス計上としまして、繰入金をゼロにしております。

また、同じ基金繰入金の 4 段目、目 11 熊本地震復興基金繰入金につきましては、消防施設整備事業補助金及び当初予算で計上しておりました消防団作業服などの消防費の 2 項目に充当するため、3,134 万 5,000 円を計上しております。

また、その 1 つ下の段になります。ページ中段になります。款項目番号で申し上げますと、款 20、項 1、目 1 前年度繰越金につきましては、令和 5 年度決算によりまして繰越額、約 11 億円が確定いたしましたので、今回 7 億 4,881 万 8,000 円を追加計上しております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

18 ページをお願いします。18 ページの上から 3 行目になります。物価高騰対応重点支援給付金（定額減税調整給付分）につきましては、国の総合経済対策の一環としまして定額減税可能額が減税前額を上回る、いわゆる減税し切れないと見込まれる所得水準の方へ支援、調整給付するものでございまして、国の制度運用が確定しまして、改めて令和 6 年度の課税状況を踏まえて算定し直した結果、阿蘇市では約 4,900 人が対象となる見込みであり、今回 7,350 万円を追加計上しております。なお、財源につきましては、事務費も含めて全額を国庫補助金で対応することとしております。

次に、同じ 18 ページの中段から次のページにかけてになりますが、来年 3 月 5 日に任期満了を迎える阿蘇市長選挙費として、トータルで 1,908 万 9,000 円を計上しております。

続いて、24 ページをお願いします。衛生費になります。24 ページの下から 3 行目、節 17 備品購入費のタブレット端末の購入費、多言語対応加算としまして 80 万 5,000 円を計上しております。本市においても在住外国人の方が増加する中、8 台のタブレット端末を購入し、多言語対応翻訳アプリケーションを活用することで母子手帳交付や予防接種などの窓口業務等の円滑化と市民サービスの向上、共生社会の実現を目指すものでございます。なお、財源につきましては、6 分の 5 を国・県支出金で対応する予定でございます。

次に、25 ページをお願いします。農林水産業費になります。25 ページの中段以降、款項目番号で申し上げますと、款 5、項 1、目 3 農業振興費の初期投資促進事業補助金につきましては、令和 5 年度国補正による新規就農者育成支援としましてトマト農家 1 軒に対し就農後の機械設備などの導入に係る初期投資費用を支援するもので、750 万円を計上しております。財源につきましては、全額を国の財源を伴う県支出金で対応する予定でございます。

次に、27 ページをお願いします。商工費になります。27 ページの一番上、一の宮町中央駐車場管制システム入替工事としまして 2,200 万円を計上しております。コロナ感染症が 5 類に移行後、円安の影響もありまして本市の観光入込客は回復基調にあり、特に阿蘇神社周辺では楼門復旧も重なり、連休など渋滞等が頻発していることから、阿蘇神社の駐車場と共に通化した最新の駐車場管制システムに更新することで双方の空き状況の可視化など効率的、一体的な運用を図るものでございます。なお、財源につきましては、3 分の 2 を観光庁の事業を活用して対応する予定でございます。

続いて、同じ 27 ページの下から 3 行目になります。節 11 役務費に経営診断・分析料（プロポーザル参加事業者）としまして 55 万円を計上しております。こちらは、ひのくに会館の公募型プロポーザルによる売却に伴いまして適正な事業者を選定するため、応募事業者の経営診断、分析を中小企業診断士等の専門家に依頼するものでございます。

続いて、29 ページをお願いします。土木費になります。29 ページの上から 5 行目、節 14 工事請負費の道路維持工事としまして 2,000 万円を追加計上しております。こちらは、白木山線道路舗装工事、西町 11 号線側溝布設工事外、道路の維持工事になります。

続いて、31 ページをお願いします。教育費になります。31 ページの上から 2 行目になります。内牧小学校樹木剪定業務委託料につきましては、学校敷地内の樹木等について周辺住

環境への影響回避及び車両通行などの安全確保のため、学校運営協議会等と協議しながら伐採・芯止め・枝打ち等の樹形管理を行うもので、330万円を計上しております。

続いて、32ページになります。32ページの一番下の食材費等高騰に伴う学校給食食材費等助成金につきましては、長引く物価高騰の影響に伴う小中学校の保護者の方の負担軽減を図るとともに、栄養バランスの取れた食事を引き続き提供するため、昨年度同様に1食当たり40円を支援するもので、1,365万9,000円を計上しております。なお、今年度は、国の交付金がありませんので、市の独自事業としまして一般財源から負担する計画でございます。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） では、14ページの総務費寄附金で企業版ふるさと納税ですけれども、ふるさと納税は大体まちづくり課で対応していると思うんですが、これは総務課ということでおよしいんでしょうか。なぜ総務課になるのか。ふるさと納税を計算するときには全部合算して、これだけふるさと納税がきたという集計を出していただけるのか、それについてお尋ねします。

それと、あと先ほど出ました臨時財政対策債ですけれども、これは確認ですけれども、臨時財政対策債は交付税の代わりに借りているということで思ってて、100%後ほど交付税で返ってくると認識しているんですけど、それでよろしいか、その2問、お尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の2点について御回答したいと思います。

まず、最初の14ページの企業版ふるさと納税寄附金につきましては、所管については企画財政課が所管ということになっております。個人のふるさと納税については、まちづくり課が所管でありますけれども、地域再生計画あたりとの連動がありますので、企業版ふるさと納税については、企画財政課のほうで所管しているところでございます。最終的に企業版ふるさと納税につきましては寄附が幾らあったという部分については決算の時点でも報告をさせていただきたいと思いますが、現在、途中経過としましては今回290万円を計上しております。全部で3件の総額で300万円の寄附がございましたので、今回追加で補正を上げているところでございます。

2点目の臨時財政対策債につきましては、資料が16ページになりますけれども、国の交付税特別会計の不足分について市町村で借り入れを行うということで、今回2,580万円を借り入れる予定でございます。この分については、交付税で全額措置があるということでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 32ページの給食センター食材助成金、これは前回の一般質問で食材費が高騰しているから大丈夫かという質問をしたときに、何とか努力してやっておりますという答弁がありました。今回この1,300万円助成して、どの程度助かりますか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 前回の答弁で確かに今の状態でやっていけますということで答弁しておりますけれども、もちろん過去2年も増額分を出してもらっての運営が行われていたところです。そのペースでやっていけますという回答をさせていただいたところです。今回この値上げ分を補正していただくことにより児童生徒分の栄養価も確実に確保できていく、そういう運営ができると考えております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

13番議員、大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 13番、大倉です。27ページと31ページの質問です。

まず、27ページの一の宮町の中央駐車場のシステム入替工事、これは阿蘇神社にも上の駐車場と下の駐車場があります。総合的に管理をして、いろいろ監視をしてやるのか。

それから、31ページの内牧小学校の樹木剪定業務委託料 330万円、これもいつも思っているんですけども、毎年少しずつ剪定とか樹形を整える作業をしていけば、こんなに一括でかからないんじやないかと思っております。ほかの学校もいろいろあり、遊休施設もたくさんあると思うんですけども、毎年適切な管理をやってみたらどうかと思っておりますけれども、その辺をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） おはようございます。

まず、27ページの御質問でございますが、こちらは、現在、阿蘇神社が第1駐車場と第2駐車場がございまして、そこと阿蘇市の一の宮町中央駐車場をシステム的にネットワークをかけて、ウェブ上で可視化していくという取組をやりたいということでございます。管理としてこちらで一括管理とかいうことではなくて、阿蘇神社は阿蘇神社、市は市ということで、管理は従来のままでございますが、ネットワーク上で一括させて情報を出していくという形になります。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（松岡幸治君） 伐採については、御指摘の部分もありますので、今後、そういう体制をとりながら年間予算で上げていけるような形をとりたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11時10分より再開いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 11 議案第 69 号 令和 6 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）  
について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 11、議案第 69 号「令和 6 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、別冊 2 をお願ひいたします。ただ今議題としていただきました議案第 69 号、令和 6 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について、説明をします。

1 ページをお願いします。第 1 号補正になります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 180 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 1,780 万 5,000 円と定めています。

6 ページをお願いします。歳入になります。

款の繰越金、目の繰越金、前年度繰越金 180 万 5,000 円を計上しています。

7 ページをお願いします。歳出になります。

款の観光施設費、目の公園道路管理費、節の備品購入費 80 万円を計上しています。軽トラックの購入になります。公園道路及び見学施設の管理で必要な軽トラックが劣化して使用できなくなりましたので、中古の軽トラックを購入するものです。

下の予備費になります。予備費に 100 万 5,000 円を追加しまして、予備費合計を 511 万 2,000 円としています。

以上、御審議方、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 70 号 令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 12、議案第 70 号「令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第 70 号、令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料は、別冊 3 になります。別冊 3 の 1 ページをお開きください。本補正予算は、第 2 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ

れ 3,357 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 736 万 7,000 円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2 の歳入になります。

款 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税につきまして 1,380 万 2,000 円を減額補正いたしました。これにつきましては、税の本算定により当初見込みよりも若干の減額となりました。

説明が前後しますが、下段の款 11 繰越金、目 1 その他繰越金です。前年度繰越金として 1,062 万 2,000 円の減額しております。

次に、中段の款 10 繰入金、目 2 基金繰入金です。財政調整基金を 5,799 万 9,000 円増額補正いたしました。歳入の減額に加え、歳出の増額により歳入不足を生じるため、不足分に財政調整基金を充当させていただきました。

7 ページをお願いいたします。3 の歳出です。

下段の款 3 国民健康保険事業費納付金ですが、これにつきましても熊本県による納付金本算定の結果、目 1 一般被保険者医療給付費分から次 8 ページにわたりまして、項 2 後期高齢者支援金分、項 3 介護保険納付金分につきまして、合計で 2,892 万 5,000 円を増額しております。

次に、下段の款 9 諸支出金、目 2 一般会計繰出金ですが、令和 5 年度分の精算金としまして 440 万円を計上いたしました。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 日程第 13 議案第 71 号 令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 13、議案第 71 号「令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 71 号、令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料は、別冊 4 になります。別冊 4 の 1 ページをお開きください。本補正予算は、第 2 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 6,424 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 40 億 9,117 万 6,000 円と定めました。

続いて、6 ページをお願いいたします。2 の歳入です。

主なものとしまして、上段の款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金につきまして 1,512 万 3,000 円を増額し、合計 5 億 8,654 万 5,000 円といたしました。増額分としましては、国の交付決定に基づくものであります。

次に、下段になります。款 5 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金につきまして 1 億 4,907 万 4,000 円を増額し、9 億 9,730 万 8,000 円といたしました。こちらにつきましても、同様に交付決定に基づくものであります。

次に、7 ページをお願いいたします。上段の款 6 県支出金、目 1 介護給付費負担金につきまして 1,085 万 9,000 円を増額し、4 億 6,045 万 5,000 円といたしました。こちらにつきましても、同様に交付決定に基づくものであります。

中ほどになります。項 3 県補助金、目 3 事業費補助金につきまして 1 億 938 万 4,000 円を増額しております。内容につきましては、歳出と併せて御説明いたします。

9 ページをお願いいたします。3 の歳出になります。

款 1 総務費、目 1 一般管理費です。先ほど歳入で御説明いたしました介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を財源としまして補助金を同額計上しております。整備内容としましては、介護施設の職員宿舎整備事業及び介護ロボット I C T 導入事業となっております。

次に、款 2 保険給付費、目 1 介護サービス給付費及び款 5 地域支援事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました国等の交付決定に基づき財源の変更を行っております。

次に、款 7 諸支出金、目 2 償還金です。次ページにかけまして令和 5 年度における介護保険事業への国・県社会保険診療支払基金に係る各償還金としまして、合計で 1 億 1,001 万 3,000 円を計上しております。

次に、下段の款 7 諸支出金、項 3 繰出金につきましては、同様に令和 5 年度における介護保険事業に係る市一般会計への繰出金として、合計で 4,820 万 3,000 円を計上いたしました。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 14 議案第 72 号 令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 14、議案第 72 号「令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 72 号、令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料は、別冊 5 になります。1 ページをお開きください。本予算は、第 2 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,354 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 億 9,240 万 4,000 円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2 の歳入になります。

款 5 繰越金、目 1 繰越金、前年度繰越金としまして 1,354 万 4,000 円を計上しております。

次に、7 ページをお願いいたします。3 の歳出です。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金としまして、被保険者保険料負担金令和 5 年度の精算分としまして 1,108 万 2,000 円を増額し、納付金の合計を 5 億 4,676 万 3,000 円としております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15 議案第 73 号 令和 6 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 16 議案第 74 号 令和 6 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 17 議案第 75 号 令和 6 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。日程第 15、議案第 73 号「令和 6 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」から日程第 17、議案第 75 号「令和 6 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」までの 3 件を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号から議案第 75 号までを一括議題とすることに決定いたしました。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今一括議題としていただきました議案第 73 号から議案第 75 号につきまして、順に御説明申し上げます。

まず初めに、別冊 6 をお願いいたします。議案第 73 号、令和 6 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

1 ページをお願いします。第 1 条です。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 177 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,289 万 5,000 円と定めております。

それでは、6 ページで説明させていただきます。6 ページは、歳入になります。歳入は、1 件です。こちらの前年度繰越金につきましては、令和 5 年度決算に伴い、金額が確定しましたので、既計上予算との差額であります 177 万 1,000 円を追加計上しております。

次に、歳出予算について御説明いたします。7 ページをお願いします。まず、上の段の目

1 水道管理費につきましては、消耗品費と塩素滅菌機維持管理業務委託料を組み替えて、同額の 32 万 4,000 円をそれぞれ増減させて計上しています。こちらは、委託料の中に滅菌用薬品であります次亜塩素酸ソーダの代金を含めて計上しておりましたが、薬品代は消耗品費として別途分けて計上するものでございます。また、その下になりますが、先ほど歳入で説明いたしました前年度繰越金と同額の 177 万 1,000 円を予備費に追加計上しております。

続きまして、別冊 7 をお願いします。議案第 74 号、令和 6 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 1 号）について、説明いたします。

まず、1 ページをお願いします。第 1 条ですが、今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 695 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,405 万 6,000 円と定めています。

最初に、歳入予算について説明いたします。6 ページをお願いします。6 ページの前年度繰越金につきましては、令和 5 年度決算に伴いまして金額が確定いたしましたので、既計上予算との差額であります 695 万 5,000 円を追加計上しております。

次に、7 ページの歳出になります。上の段の目 1 水道管理費につきましては、先ほどの坂梨財産区同様に塩素滅菌に伴う薬品代を委託料から消耗品費に組み替えるもので、それぞれの予算額を 9 万 8,000 円ずつ増減させております。また、その下の予備費につきましては、前年度繰越金と同額の 695 万 5,000 円を追加計上しております。

最後に、別冊 8 をお願いします。議案第 75 号、令和 6 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

1 ページをお願いします。第 1 条になります。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 396 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,239 万 6,000 円としております。

まず、歳入につきまして、6 ページをお願いします。こちらも、令和 5 年度決算に伴い、前年度繰越金が確定しましたので、396 万 6,000 円を追加計上しております。

次に、歳出予算になりますが、7 ページをお願いします。上の段の目 1 水道管理費につきましては、他の財産区同様に塩素滅菌に伴う薬品代を委託料から消耗品費に組み替えるもので、それぞれの予算額を 9 万 8,000 円ずつ増減させております。また、その下の予備費につきましては、先ほどの前年度繰越金と同額の 396 万 6,000 円を追加計上しております。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 説明が終わりました。

これより議案第 73 号から議案第 75 号までの質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 18 議案第 76 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 18、議案第 76 号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 29 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 76 号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。いわゆる構成市町村において同文議決を求めるものでございます。

30 ページをお願いいたします。別表第 2 におきまして、第 2 号及び第 3 号におきましては、先ほどの国民健康保険と同じく保険証の廃止に伴いまして文言の改正を行っております。

なお、施行につきましては、令和 6 年 12 月 2 日としております。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） これは高齢者になるのはなるんですけども、マイナンバーとひもづけしないといけないんですが、高齢者で動けない場合はどうやってマイナンバー新規取得とかしたらいいんでしょうか。出張とかはあるんですか。

○議長（菅 敏徳君） 市民課長。

○市民課長（甲斐直喜君） ただ今の御質問にお答えいたします。マイナンバーカードの交付について御説明させていただきたいと思います。

市役所の窓口に申請に来られない方については、代理申請という方法がございますので、そういうものを御活用いただいて、カードの交付をお受けいただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） マイナンバーカードへの保険証のひもづけにということで回答させていただきます。

これに関しましては、基本的には登録申請等に関しまして健常者と高齢者であっても特に特段の変わりはないと考えておりますので、今、コンビニであったりとか病院とかでもできる体制は整っております。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 例えば、代理になる方がいないとか、あるいは代理の方の確認はきちんとしてほしいんですけども、なるべく家族に限るとか、そういう形でやってほしいんですが、そういう行き届かないところに対しては、社協あたりとか、市か、どこか、何か対策とかいうのはあるんですか。

○議長（菅 敏徳君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 申し訳ありません。登録に関してですけれども、基本的には 12 月 2 日以降、マイナンバーカードによる保険診療が原則となりますけれども、これまで

も御説明したかと思いますが、マイナンバーカードに保険証のひもづけができるいらっしゃらない方に関しましては資格確認書をこちらからお送りいたしますので、必ず 100%つなげていないと診療が受けられないというわけではございませんので、そこは安心して、これまでどおり保険証の代わりになる資格確認書等の提示をしていただければ医療機関の受診は可能でございます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 35 分 散会